



金 沢 市 公 報

第 3 0 8 1 号 の 2

令和4年(2022年)7月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第7号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和4年7月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

第1 監査の概要

1 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

「審議会等の運営状況について」

(2) テーマの選定理由

多様化する行政需要に対応するため、法律や条例、その他の規定に基づき設置される審議会等は、市民の意見や専門的な知識を市政に反映させる有効な手段である。

加えて、市では全庁的なルールとして、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例(平成17年条例第4号)において、審議会等の会議は公開するものと定めており、また、審議会等の取扱基準について(平成13年4月18日制定。以下「取扱基準」という。)で審議会等の定義、委員の選任基準や会議録等の公開等について定めている。

そこで、審議会等に関するルールが適切に運用されているのかを主眼に、審議会等の設置状況、開催、委員の構成及び公開状況などについて検証し、適切かつ効率的な市政運営に資することを目的とする。

2 監査の対象

(1) 監査の対象課

審議会等を所管する課

審 議 会 等 を 所 管 す る 課			
1	金 沢 美 術 工 芸 大 学 建 設 事 務 所	26	福 祉 政 策 課
2	広 報 広 聴 課	27	健 康 政 策 課
3	交 通 政 策 課	28	生 活 支 援 課
4	歩 け る 環 境 推 進 課	29	介 護 保 険 課
5	総 務 課	30	障 害 福 祉 課
6	文 書 法 制 課	31	医 療 保 険 課
7	人 事 課	32	地 域 保 健 課
8	監 理 課	33	衛 生 指 導 課
9	デ ジ タ ル 行 政 戦 略 課	34	子 育 て 支 援 課

10	文 化 政 策 課	35	環 境 政 策 課
11	文 化 財 保 護 課	36	ご み 減 量 推 進 課
12	歴 史 都 市 推 進 課	37	都 市 計 画 課
13	ス ポ ー ツ 振 興 課	38	景 観 政 策 課
14	産 業 政 策 課	39	緑 と 花 の 課
15	商 工 業 振 興 課	40	住 宅 政 策 課
16	ク ラ フ ト 政 策 推 進 課	41	建 築 指 導 課
17	企 業 立 地 課	42	道 路 建 設 課
18	観 光 政 策 課	43	内 水 整 備 課
19	労 働 政 策 課	44	危 機 管 理 課
20	農 業 水 産 振 興 課	45	教 育 総 務 課
21	森 林 再 生 課	46	学 校 指 導 課
22	中 央 卸 売 市 場 事 務 局	47	生 涯 学 習 課
23	公 設 花 き 地 方 卸 売 市 場 事 務 局	48	図 書 館 総 務 課
24	市 民 協 働 推 進 課	49	学 校 教 育 セ ン タ ー
25	ダ イ バ ー シ テ ィ 人 権 政 策 課	50	上 水 ・ 発 電 課

(2) 監査の範囲

令和3年4月1日現在において設置されている取扱基準第1項に規定する審議会等

3 監査の期間

令和3年7月16日から令和4年6月29日まで

4 監査の方法

審議会等の運営等に係る事務が適切に行われているかを主眼とし、審議会等の設置について全庁的な照会を2回行い、そこで回答のあった審議会等について監査資料の提出を求め、書面調査、関係職員からの説明聴取などにより監査を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 設置の根拠や目的は明確か
- (2) 委員構成や公募委員・女性委員の登用等は適切か
- (3) 会議の開催状況や報酬等の支出は適切か
- (4) 会議の公開、会議録の作成等は適切か
- (5) 会議開催等に当たりデジタル化が推進されているか

6 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島太、野本正人、下沢広伸

・野本正人、下沢広伸は、令和4年6月17日に退任し、代わって同月21日に久保洋子、秋島太が就任した。

第2 監査の結果

1 審議会等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項において、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と定められている。これに基づき市では取扱基準において審議会等の定義を「(1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関」としている。

上記の附属機関とは別に、特定の行政目的のために専門的な知識が必要な場合等には規則や要綱等に基づき、附属機関に類似した機関を市では設置しており、こちらについては取扱基準では「(2) 行政運営上の参考に資するため、市長等の決裁を経て、市長が行政機関以外の有識者等の参集を求めるもの」と定義している。

また、市における審議会等に関するルールとして、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例において、会議の公開と委員の選考について定めており、取扱基準では、審議会等の定義、委員の選任基準や会議録等の公開等について定めている。

なお、当報告書においては、上記(1)の定義によるものを「附属機関」、上記(2)の定義によるものを「その他の

機関」、上記(1)と上記(2)の両方を指す場合は「審議会等」と呼称することとする。

2 審議会等の運営状況について

(1) 審議会等の数と設置根拠について

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）によれば、「行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項」及び「行政組織に関する事項」に関する事項はデジタル行政戦略課の所管事務であることから、審議会の設置数について照会したが、正確な設置数を把握していなかった。また、各課宛に照会を行い調査した結果、附属機関に該当するものが74機関、その他の機関に該当するものが78機関の合計152機関であった。

ホームページ「審議会等の会議一覧」に掲載されている審議会等の数は107機関となっており、今回の監査対象とした審議会等の152機関とは大きく差が出た。

さらに、設置の根拠となる法令や目的等を確認したところ、107機関の中には審議会等には該当しないと認めるものが含まれていたほか、審議会等に該当するにもかかわらず、公表されていないものがあることも確認された。

・ 審議会等の設置根拠

(単位：機関)

区 分	附 属 機 関				そ の 他 の 機 関			合 計
	法 令 (必置)	法 令 (任意)	条 例	小 計	規 則	要綱等	小 計	
審議会等の数	13	10	51	74	4	74	78	152

※ 「法令（必置）」とは、法律により設置が義務づけられているものをいう。

「法令（任意）」とは、法律により設置することができるものと規定されており、条例で設置されているものをいう。

「条例」とは、市独自の条例により設置されているものをいう。

局別の審議会等の設置状況については、附属機関を設置している局は文化スポーツ局、福祉健康局、都市整備局が多くなっており、文化やまちづくりといった独自性のある条例が多数制定されていることによるものと見受けられる。また、その他の機関では、経済局、文化スポーツ局が多くなっており、地域経済や文化の発展促進のための賞や補助金等を多数所管しており、それらの審査会等のためと見受けられる。

・ 審議会等の局別の設置状況

(単位：機関)

局 名	附属機関	構成比	その他の機関	構成比	合 計	構成比
都 市 政 策 局	7	9.4%	3	3.8%	10	6.6%
総 務 局	6	8.1%	6	7.7%	12	7.9%
文化スポーツ局	11	14.8%	14	17.9%	25	16.4%
経 済 局	2	2.7%	20	25.7%	22	14.5%
農 林 水 産 局	6	8.1%	1	1.3%	7	4.6%
市 民 局	5	6.8%	0	0.0%	5	3.3%
福 祉 健 康 局	11	14.8%	11	14.1%	22	14.5%
こども未来局	1	1.4%	2	2.6%	3	2.0%
環 境 局	3	4.1%	3	3.8%	6	3.9%
都 市 整 備 局	11	14.8%	7	9.0%	18	11.8%
土 木 局	1	1.4%	1	1.3%	2	1.3%
危 機 管 理 監	3	4.1%	0	0.0%	3	2.0%
教 育 委 員 会	6	8.1%	10	12.8%	16	10.5%
企 業 局	1	1.4%	0	0.0%	1	0.7%
合 計	74	100%	78	100%	152	100%

※ 出納機関、議会事務局、消防局及び市立病院については審議会等を設置していない。

(2) 設置時期について

附属機関、その他の機関のいずれについても、おおむね半数が平成7年度以降に設置されており、特にその

他の機関では平成27年度以降という比較的直近に設置された割合が最も多くなっている。

・設置時期

(単位：機関)

区 分	不 明	昭 和 39 年度以前	昭 和 40年度 ～ 昭 和 49年度	昭 和 50年度 ～ 昭 和 59年度	昭 和 60年度 ～ 平 成 6 年度	平 成 7 年度 ～ 平 成 16 年度	平 成 17 年度 ～ 平 成 26 年度	平 成 27 年度以降	合 計
附 属 機 関	0	8	11	3	8	22	16	6	74
構 成 比	0.0%	10.8%	14.9%	4.1%	10.8%	29.7%	21.6%	8.1%	100%
その他の機関	1	0	2	4	4	20	21	26	78
構 成 比	1.3%	0.0%	2.6%	5.1%	5.1%	25.7%	26.9%	33.3%	100%
合 計	1	8	13	7	12	42	37	32	152
構 成 比	0.7%	5.3%	8.6%	4.6%	7.9%	27.6%	24.3%	21.0%	100%

(3) 委員数について

取扱基準において、「委員数は、原則として15名以内とする。」としている。

ここでいう委員数とは、機関を構成する定数と現員数の両方を指しており、定数でみると附属機関においては20.3%、その他の機関では7.7%が基準を超え、現員数でみると附属機関においては13.7%、その他の機関では7%が基準を超えている。各担当課にその理由を確認したところ、設置目的や議論する内容等を考慮すると広範な意見等を徴する必要があるため基準を超えざるをえないというものであり、一定の理由があるものと見受けられた。

※ 委員数などの委員の選任状況については、令和3年9月1日現在での状況である。

以下、2(11)まで同じ。

・審議会等における委員の定数

(単位：機関)

区 分	定めは ない	5人以下	6人～ 10人	11人～ 15人	16人～ 20人	21人～ 25人	26人～ 30人	31人以上	合 計
附 属 機 関	8	6	20	25	10	2	0	3	74
構 成 比	10.8%	8.1%	27.0%	33.8%	13.5%	2.7%	0.0%	4.1%	100%
その他の機関	32	12	17	11	5	1	0	0	78
構 成 比	41.0%	15.4%	21.8%	14.1%	6.4%	1.3%	0.0%	0.0%	100%
合 計	40	18	37	36	15	3	0	3	152
構 成 比	26.3%	11.8%	24.3%	23.7%	9.9%	2.0%	0.0%	2.0%	100%

※ 「定めはない」には「若干数」としているものも含む。

・審議会等における委員の現員数

(単位：機関)

区 分	5人以下	6人～ 10人	11人～ 15人	16人～ 20人	21人～ 25人	26人～ 30人	31人以上	合 計
附 属 機 関	8	31	24	4	3	1	2	73
構 成 比	11.0%	42.4%	32.9%	5.5%	4.1%	1.4%	2.7%	100%
その他の機関	24	29	14	3	2	0	0	72
構 成 比	33.3%	40.3%	19.4%	4.2%	2.8%	0.0%	0.0%	100%
合 計	32	60	38	7	5	1	2	145
構 成 比	22.1%	41.4%	26.2%	4.8%	3.4%	0.7%	1.4%	100%

※ 委員数が0名(委嘱なし)の7機関(附属機関：1機関、その他の機関：6機関)は上記に含まない。

(4) 委員の構成について

附属機関、その他の機関のいずれにおいても、関係団体からの選出が最も多く、次いで学識経験者からの選出となっている。なお、市議会議員が選任されている附属機関があるが、これは法令等に選任することが規定されているためである。

取扱基準において、「市職員を選任しない。(参加する場合は、事務局又は幹事として参加する。)」とされているが、この市職員とは局長級以下の「一般職」を指しており、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者等

の「特別職」は上記規定には該当しない取扱いとしている。一般職の市職員の選任については例外を認めない規定となっているが、附属機関においては延べ31名(12機関)、その他の機関では延べ49名(25機関)の市職員が委員となっている。なお、附属機関において特別職の市職員が選任されている機関は延べ22名(13機関)、その他の機関では延べ19名(17機関)となっている。

・委員の構成

(単位：延べ人数)

区 分	学 識 経験者	関 係 行政機関	関係団体	公募委員	市議会 議 員	市職員 (特別職)	市職員 (一般職)	その他	合 計
附 属 機 関	244	96	382	38	6	22	31	74	893
構 成 比	27.3%	10.7%	42.7%	4.3%	0.7%	2.5%	3.5%	8.3%	100%
その他の機関	203	38	253	16	0	19	49	30	608
構 成 比	33.4%	6.3%	41.6%	2.6%	0.0%	3.1%	8.1%	4.9%	100%
合 計	447	134	635	54	6	41	80	104	1,501
構 成 比	29.8%	9.0%	42.3%	3.6%	0.4%	2.7%	5.3%	6.9%	100%

(5) 委員の年齢について

附属機関、その他の機関のいずれにおいても、50歳代が最も多く、次いで60歳代とあるが、その一方で30歳代以下の構成比が低い状況である。

取扱基準において、「委員の年齢は75歳以下を原則とする。ただし、委員長は70歳以下とする。」とされているが、委員については、附属機関では43名、その他の機関では20名、委員長については、附属機関では5名、その他の機関では9名が基準を超えている状況である。

各担当課に基準を超えても選任している理由を確認したところ、学識経験者などの専門家が限られていることや関係団体の代表者又は推薦によるものなどであり、年齢基準を超えていることについては、一定の理由があるものと見受けられた。

・委員の年齢

(単位：延べ人数)

区 分	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以 上	うち76歳 以上の委員	合 計
附 属 機 関	8	19	133	326	248	159	43	893
構 成 比	0.9%	2.1%	14.9%	36.5%	27.8%	17.8%	4.8%	100%
その他の機関	3	15	116	214	170	90	20	608
構 成 比	0.5%	2.5%	19.1%	35.2%	27.9%	14.8%	3.3%	100%
合 計	11	34	249	540	418	249	63	1,501
構 成 比	0.7%	2.3%	16.6%	36.0%	27.8%	16.6%	4.2%	100%

・委員長の年齢

(単位：延べ人数)

区 分	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以 上	う ち 71歳以上	合 計
附 属 機 関	0	0	9	23	22	5	5	59
構 成 比	0.0%	0.0%	15.3%	38.9%	37.3%	8.5%	8.5%	100%
その他の機関	1	0	16	15	25	10	9	67
構 成 比	1.5%	0.0%	23.9%	22.4%	37.3%	14.9%	13.4%	100%
合 計	1	0	25	38	47	15	14	126
構 成 比	0.8%	0.0%	19.8%	30.2%	37.3%	11.9%	11.1%	100%

※ 委員長を定めていない機関もあるため、審議会等の総数とは一致しない。

(6) 委員の在任期間について

附属機関、その他の機関のいずれにおいても、在任期間が2年以内が最も多い状況にある。また、附属機関とその他の機関を比較すると、附属機関の方が委員の在任期間が長くなる傾向が見受けられる。

取扱基準において、「委員の一任期は原則として2年とし、再任の場合でも10年以内とする。」とされている

が、附属機関では57名、その他の機関では22名が10年を超えて選任されている状況である。

各担当課に理由を確認したところ、2(5)の委員の年齢と同様の理由で、学識経験者などの専門家が限られていることや関係団体の代表者又は推薦によるものなどであり、基準を超えていることについては、一定の理由があるものと見受けられた。

・委員の在任期間

(単位：延べ人数)

区 分	2年以内	3～4年	5～6年	7～8年	9～10年	11年以上	合 計
附 属 機 関	417	170	79	90	80	57	893
構 成 比	46.7%	19.0%	8.8%	10.1%	9.0%	6.4%	100%
その他の機関	329	120	70	32	35	22	608
構 成 比	54.1%	19.7%	11.5%	5.3%	5.8%	3.6%	100%
合 計	746	290	149	122	115	79	1,501
構 成 比	49.7%	19.3%	9.9%	8.1%	7.7%	5.3%	100%

(7) 委員の兼任状況について

取扱基準において、「一人が就任することができる審議会等の委員会の総数は、5を限度とする。」とされており、97.3%が基準内に収まっている一方で、一人で10を超える審議会等の委員を兼任している状況も確認された。

・委員の兼任数

(単位：機関、名)

兼 任 機 関 数	1 (兼任なし)	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上	合 計
委員数	603	157	56	35	12	9	4	5	0	6	887
構成比	68.0%	17.7%	6.3%	3.9%	1.3%	1.0%	0.5%	0.6%	0.0%	0.7%	100%

(8) 委員の氏名の公表について

取扱基準において、「審議会等の委員の氏名等については、速やかに公表する。」とされており、ホームページ「審議会等の一覧」で機関ごとに確認できるようになっている。

取扱基準では例外を認めない規定となっているが、非公表としている審議会等が附属機関では5機関、その他の機関では27機関ある。これは賞や奨励金、補助金等の審査会・選考会に当たるものが多く、主な非公表理由は委員の氏名等を公表することによって外部からの圧力がかかることを避けるためなどであり、非公表となっていることについて、一定の理由があるものと見受けられた。

・委員の氏名の公表

(単位：機関)

区 分	公 表	非 公 表	合 計
附 属 機 関	69	5	74
構 成 比	93.2%	6.8%	100%
その他の機関	51	27	78
構 成 比	65.4%	34.6%	100%
合 計	120	32	152
構 成 比	78.9%	21.1%	100%

(9) 女性委員について

取扱基準において、「委員に占める女性の構成割合は1(1)(注：附属機関を指す)により設置する場合は原則として40%以上とし、それ以外(注：その他の機関を指す)の場合は30%以上とする。」となっており、附属機関では28.8%、その他の機関では30.5%が基準どおりである。また、女性委員の登用がない審議会等は26機関となっている。これらについて、各担当課に確認したところ、2(5)、(6)と同様に学識経験者など専門家や関係団体の代表者又は推薦によるもの及び業界自体に女性が少ないなどであるため、女性委員の選任が難しいとの回答があった。

女性委員数を増やす取組として、毎年度全庁的に女性委員の積極的な登用について通知を出しているほか、令和3年度から委員委嘱時に女性委員の割合が基準に達していない場合は、いつまでに改善するかを付記させ

るなど、市として一定の取組をしている。

・女性委員の割合

(単位：機関)

区 分	登用なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上	合 計
附 属 機 関	8	4	9	22	9	21	73
構 成 比	11.0%	5.5%	12.3%	30.1%	12.3%	28.8%	100%
その他の機関	18	2	10	20	8	14	72
構 成 比	25.0%	2.8%	13.9%	27.8%	11.1%	19.4%	100%
合 計	26	6	19	42	17	35	145
構 成 比	17.9%	4.1%	13.1%	29.0%	11.7%	24.2%	100%

※ 委員数が0名(委嘱なし)の7機関(附属機関：1機関、その他の機関：6機関)は上記に含まない。

(10) 公募委員について

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例において、「市の機関は、審議会等の構成員を任命し、又は委嘱しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、構成員の全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等に構成員に関する定めがあるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき、その他正当な理由があると当該市の機関が認めるときは、この限りでない。」と定めており、附属機関では28.4%、その他の機関では10.3%が公募委員を選任しており、その他の機関においては公募委員の割合が少ない状況である。これは、その他の機関で取り扱う事案が附属機関に比べて広範でないため、広く市民から意見を徴するというよりも専門家等の意見を徴するという機関の性質が出ているものと見受けられる。

人数で見ると、附属機関においては37名(男性12名、女性25名)、その他の機関においては17名(男性12名、女性5名)であり、公募委員については女性委員の割合が多い。

なお、選任していない理由については、法令等により構成員に関する定めがあるためや高度な専門性を有する事案を取り扱うためなど、一定の理由があるものと見受けられた。

・公募委員の選任

(単位：機関)

区 分	選任している	選任していない	合 計
附 属 機 関	21	53	74
構 成 比	28.4%	71.6%	100%
その他の機関	8	70	78
構 成 比	10.3%	89.7%	100%
合 計	29	123	152
構 成 比	19.1%	80.9%	100%

・公募委員の数

(単位：機関)

区 分	0人	1人	2人	3人	4人	5人	合 計
附 属 機 関	0	7	11	3	0	0	21
構 成 比	0.0%	33.3%	52.4%	14.3%	0.0%	0.0%	100%
その他の機関	1	2	3	1	0	1	8
構 成 比	12.5%	25.0%	37.5%	12.5%	0.0%	12.5%	100%
合 計	1	9	14	4	0	1	29
構 成 比	3.4%	31.1%	48.3%	13.8%	0.0%	3.4%	100%

(11) 報酬等について

附属機関の委員に対する報酬については、地方自治法第203条の2の規定により、条例で定めて支給しなければならないとなっており、市では、金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)を定め、報酬を支給している。その他の機関の委員については役務の提供に係る対価として報償費で支給している。

・委員への報酬等の支出科目

(単位：機関)

区 分	報 酬	報 償 費	報酬等なし	合 計
附 属 機 関	74	0	0	74
構 成 比	100.0%	0.0%	0.0%	100%
その他の機関	0	76	2	78
構 成 比	0.0%	97.4%	2.6%	100%
合 計	74	76	2	152
構 成 比	48.7%	50.0%	1.3%	100%

(12) 会議の開催回数について

平成30年度から令和2年度のまでの開催回数については次の表のとおりであるが、附属機関、その他の機関のいずれにおいても、年1回開催している機関が多い。

なお、過去3年間で会議を一度も開いていないのは、附属機関では12機関、その他の機関では5機関となった。これについて各担当課に確認をしたところ、この期間において議題がないため開催しなかったものであるとの回答であった。

・会議の開催回数

(単位：機関)

附属機関	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6回以上	合 計
平成30年度	17	24	18	7	4	0	3	73
構 成 比	23.3%	32.8%	24.7%	9.6%	5.5%	0.0%	4.1%	100%
令和元年度	22	23	13	12	0	1	3	74
構 成 比	29.7%	31.0%	17.6%	16.2%	0.0%	1.4%	4.1%	100%
令和2年度	25	25	9	7	5	0	3	74
構 成 比	33.7%	33.7%	12.2%	9.5%	6.8%	0.0%	4.1%	100%
3か年平均	21.4	24.0	13.3	8.7	3.0	0.3	3.0	73.7
構 成 比	29.0%	32.6%	18.0%	11.8%	4.1%	0.4%	4.1%	100%

(単位：機関)

その他の機関	0 回	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6回以上	合 計
平成30年度	10	26	14	5	4	0	1	60
構 成 比	16.7%	43.3%	23.3%	8.3%	6.7%	0.0%	1.7%	100%
令和元年度	10	30	15	6	2	0	2	65
構 成 比	15.4%	46.1%	23.1%	9.2%	3.1%	0.0%	3.1%	100%
令和2年度	8	31	18	7	2	2	3	71
構 成 比	11.3%	43.6%	25.4%	9.9%	2.8%	2.8%	4.2%	100%
3か年平均	9.3	29.0	15.6	6.0	2.7	0.7	2.0	65.3
構 成 比	14.2%	44.4%	23.9%	9.2%	4.1%	1.1%	3.1%	100%

(13) 会議の公開について

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例において、「審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。」となっており、附属機関では70.3%、その他の機関では70.5%と、いずれも7割以上が非公開又は議題によっては非公開としている。

会議を非公開としている各担当課にその理由を確認をしたところ、個人情報や意思形成過程であることなど公開できない等の回答があり、非公開には一定の理由があるものと見受けられた。

・会議の公開について

(単位：機関)

区 分	公 開	非 公 開	議題によっては非公開	合 計
附 属 機 関	22	28	24	74
構 成 比	29.7%	37.9%	32.4%	100%
その他の機関	23	47	8	78
構 成 比	29.5%	60.2%	10.3%	100%
合 計	45	75	32	152
構 成 比	29.6%	49.3%	21.1%	100%

(14) 会議録等の作成と公開について

取扱基準において、「会議及び会議要旨等は以下に該当する場合（注：法令等に定めがある場合等）を除き、公開するものとする。」となっており、会議の公開と同様の規定であり、附属機関では62.2%、その他の機関では64.1%が非公開であった。

会議録等を非公開としている各担当課にその理由を確認をしたところ、個人情報や意思形成過程であることなど公開できない等の回答があり、非公開には一定の理由があるものと見受けられた。

・会議録等の公開について

(単位：機関)

区 分	公 開	非 公 開	会議録等を作成していない	合 計
附 属 機 関	28	46	0	74
構 成 比	37.8%	62.2%	0.0%	100%
その他の機関	28	32	18	78
構 成 比	35.9%	41.0%	23.1%	100%
合 計	56	78	18	152
構 成 比	36.9%	51.3%	11.8%	100%

(15) 会議の開催方法等について

会議の開催方法について市の規定上は特段の定めはないが、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル行政の推進などにより、会議の開催方法について委員が集合して開催する従来の方法に加えて、Web会議システムを使用することでオンラインによる委員の会議参加が可能となっている。

調査日時点（令和3年9月1日時点）においては、Web会議システム（令和2年8月から本格運用）を活用して会議を開催した割合は9.9%であり、附属機関、その他の機関のいずれにおいても、委員が集合して会議を開催する割合が多かった。

・会議の開催方法（複数回答あり）

(単位：機関)

区 分	委員が集合して開催	Web会議システムを活用して開催	書面評決等
附 属 機 関	69	4	13
構 成 比	80.2%	4.7%	15.1%
その他の機関	69	13	3
構 成 比	81.2%	15.3%	3.5%
合 計	138	17	16
構 成 比	80.7%	9.9%	9.4%

会議時の資料については、紙を使用している審議会等が66.5%であり、各課に確認したところ、資料を比較したうえで検討する必要があるため紙の使用が適しているなどの回答があった。

・ 会議時の資料

(単位：機関)

区 分	紙を使用	データを使用	紙とデータの両方を使用	合 計
附 属 機 関	47	16	11	74
構 成 比	63.5%	21.6%	14.9%	100%
その他の機関	54	5	19	78
構 成 比	69.2%	6.4%	24.4%	100%
合 計	101	21	30	152
構 成 比	66.5%	13.8%	19.7%	100%

会議のオンライン化に先立ち、市では会議録等のテープ起こしについて録音されたデータからAIがテープ起こしをする議事録AIを、令和元年7月から導入している。

・ 議事録等のテープ起こし方法について (複数回答あり)

(単位：機関)

区 分	テープ起こし (職員)	テープ起こし (業者)	テープ起こし (議事録AIを活用)	会議時に要点 のみを記録
附 属 機 関	42	6	30	17
構 成 比	44.2%	6.3%	31.6%	17.9%
その他の機関	31	8	25	17
構 成 比	38.2%	9.9%	30.9%	21.0%
合 計	73	14	55	34
構 成 比	41.4%	8.0%	31.3%	19.3%

3 まとめ (改善意見)

監査に当たり、条例や取扱基準といったルールとその運用状況について特に意を用いて実施した結果、審議会等の設置状況の把握が不十分と考えられるもの、審議会等の取扱基準と現状に乖離が生じているものも見受けられた。

今後は次の事項に留意の上、審議会等の適正かつ効率的な運営に向けて万全を期されたい。

(1) 審議会等の設置状況の把握について

デジタル行政戦略課は、行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項並びに行政組織に関する事項を所管するが、今回の監査で審議会等の正確な設置数を把握していなかった。地方自治法第2条第15項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」と規定されていること及び取扱基準第2項第2号に「5年を目処に継続について再検討し(見直し)、設置の必要性が低下した場合は廃止することとする。」とあることから、審議会等の正確な設置数を常に把握し、審議会等の見直しが随時適切に行われるよう各課への指導を強化するとともに、取扱基準の解釈や運用に差が生じることのないよう方策を講じられたい。

(2) ホームページへの情報公表について

市民協働推進課は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例を所管し、審議会等の会議の公開、委員の要件や会議録等の取扱いなどを定めて運用しており、その状況についてホームページで公表している。このホームページ「審議会等の会議一覧」では107機関が掲載されているが、今回の監査において、各担当課への照会の結果、152機関が設置されていることを確認した。このため、設置の根拠となる法令や目的等を確認したところ、「審議会等の会議一覧」の107機関の中には、審議会等には該当しないと認められるものが含まれていたほか、審議会等に該当するにもかかわらず、公表されていないものがあった。

市民の市政への参加、市政の透明性確保の観点から、条例や取扱基準の目的及び趣旨を踏まえ、審議会等についてより一層正確な情報の提供に努められたい。

(3) 取扱基準と現状が乖離しているもの

取扱基準では、審議会等の委員に市職員を選任しないこと、一人の委員が就任する総数は5を限度とすること、委員の氏名等を公表することに例外を認めていない。しかしながら、一部の審議会等で取扱基準と現状に乖離が見られることから、市民協働推進課においては、運用の一層の適正化に努められたい。

一方で、委員の選任に当たって現状と乖離しているものについては、市民の多様な意見を反映させ、委員としてその職責を十分果たすことができるよう、取扱基準を実情に即して見直すなど整理・検討を行うことで、

審議会等の運営の適正化を図りたい。

4 監査対象審議会等一覧
附属機関

No	名 称	所 管 局	所 管 課
1	金沢市公立大学法人評価委員会	都市政策局	金沢美術工芸大学建設事務所
2	金沢市情報公開及び個人情報保護審議会	都市政策局	広報広聴課
3	金沢市情報公開及び個人情報保護審査会	都市政策局	広報広聴課
4	金沢市駐車場適正配置審議会	都市政策局	交通政策課
5	金沢市歩けるまちづくり審議会	都市政策局	歩ける環境推進課
6	金沢市交通安全対策会議	都市政策局	歩ける環境推進課
7	金沢市自転車等駐車対策協議会	都市政策局	歩ける環境推進課
8	金沢市市有財産審議会	総務局	総務課
9	金沢市名誉市民推薦委員会	総務局	総務課
10	金沢市行政不服審査会	総務局	文書法制課
11	金沢市特別職報酬等審議会	総務局	人事課
12	金沢市非常勤職員公務災害補償等審査会	総務局	人事課
13	金沢市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	総務局	人事課
14	泉鏡花記念金沢市民文学賞選考委員会	文化スポーツ局	文化政策課
15	泉鏡花文学賞選考委員会	文化スポーツ局	文化政策課
16	金沢市文化賞選考委員会	文化スポーツ局	文化政策課
17	金沢市立中村記念美術館運営委員会	文化スポーツ局	文化政策課
18	金沢市立安江金箔工芸館運営委員会	文化スポーツ局	文化政策課
19	金沢市文化財保護審議会	文化スポーツ局	文化財保護課
20	金沢市こまちなみ保存委員会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
21	金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
22	金沢市用水保全審議会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
23	金澤町家保全活用審議会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
24	金沢市スポーツ推進審議会	文化スポーツ局	スポーツ振興課
25	金沢市商業環境形成審議会	経済局	商工業振興課
26	金沢市企業立地等促進委員会	経済局	企業立地課
27	金沢市農林業振興協議会	農林水産局	農業水産振興課
28	金沢市森づくり市民会議	農林水産局	森林再生課
29	金沢市中央卸売市場水産物取引委員会	農林水産局	中央卸売市場事務局
30	金沢市中央卸売市場青果部取引委員会	農林水産局	中央卸売市場事務局
31	金沢市中央卸売市場取引業務運営協議会	農林水産局	中央卸売市場事務局
32	金沢市公設花き地方卸売市場運営協議会	農林水産局	公設花き地方卸売市場事務局
33	金沢市旧町名復活審議会	市民局	市民協働推進課
34	金沢市住居表示整備審議会	市民局	市民協働推進課
35	金沢市ばい捨て等防止重点区域指定審査会	市民局	市民協働推進課
36	金沢市地域コミュニティ活性化推進審議会	市民局	市民協働推進課
37	金沢市男女共同参画審議会	市民局	ダイバーシティ人権政策課
38	金沢市社会福祉審議会	福祉健康局	福祉政策課
39	金沢市民生委員推薦会	福祉健康局	福祉政策課
40	金沢市保健医療審議会	福祉健康局	健康政策課
41	金沢市医療扶助審議会	福祉健康局	生活支援課
42	金沢市災害弔慰金等支給審査会	福祉健康局	生活支援課
43	金沢市介護保険運営協議会	福祉健康局	介護保険課

44	金沢市障害者施策推進協議会	福祉健康局	障害福祉課
45	金沢市国民健康保険運営協議会	福祉健康局	医療保険課
46	金沢市感染症診査協議会	福祉健康局	地域保健課
47	金沢市小児慢性特定疾病審査会	福祉健康局	地域保健課
48	金沢市食の安全・安心委員会	福祉健康局	衛生指導課
49	金沢市子ども・子育て審議会	こども未来局	子育て支援課
50	金沢市環境審議会	環境局	環境政策課
51	金沢市自然環境保全審議会	環境局	環境政策課
52	金沢市廃棄物総合対策審議会	環境局	ごみ減量推進課
53	金沢市都市計画審議会	都市整備局	都市計画課
54	金沢市まちづくり審議会	都市整備局	都市計画課
55	金沢市ラブホテル等建築審議会	都市整備局	都市計画課
56	金沢市屋外広告物審議会	都市整備局	景観政策課
57	金沢市屋外広告物審査会	都市整備局	景観政策課
58	金沢市景観審議会	都市整備局	景観政策課
59	金沢市緑のまちづくり審議会	都市整備局	緑と花の課
60	金沢市空き家等管理・活用推進協議会	都市整備局	住宅政策課
61	金沢市定住促進会議	都市整備局	住宅政策課
62	金沢市開発審査会	都市整備局	建築指導課
63	金沢市建築審査会	都市整備局	建築指導課
64	金沢市総合治水対策推進協議会	土木局	内水整備課
65	金沢市安全まちづくり会議	危機管理監	危機管理課
66	金沢市国民保護協議会	危機管理監	危機管理課
67	金沢市防災会議	危機管理監	危機管理課
68	金沢子どもを育む行動推進委員会	教育委員会	教育総務課
69	金沢市立小学校及び中学校通学区区域審議会	教育委員会	教育総務課
70	金沢市いじめ防止等対策委員会	教育委員会	学校指導課
71	金沢市いじめ問題対策連絡協議会	教育委員会	学校指導課
72	金沢市社会教育委員の会議	教育委員会	生涯学習課
73	金沢市図書館協議会	教育委員会	図書館総務課
74	金沢市水道水源保全審議会	企業局	上水・発電課

その他機関

No	名 称	所 管 局	所 管 課
1	金沢市新しい交通システム導入検討委員会	都市政策局	交通政策課
2	金沢市交通まちづくり協議会	都市政策局	交通政策課
3	金沢市次世代交通サービスあり方検討会	都市政策局	交通政策課
4	金沢市不祥事防止対策委員会	総務局	人事課
5	金沢市入札制度評価委員会	総務局	監理課
6	金沢市行政改革推進委員会	総務局	デジタル行政戦略課
7	金沢市指定管理者選定会	総務局	デジタル行政戦略課
8	金沢市市民行政評価委員会	総務局	デジタル行政戦略課
9	金沢市IT化推進戦略会議	総務局	デジタル行政戦略課
10	金沢市市民芸術文化公演活動促進事業選定委員会	文化スポーツ局	文化政策課
11	金沢市美術品購入選定委員会	文化スポーツ局	文化政策課
12	金沢市文化活動賞選考委員会	文化スポーツ局	文化政策課
13	美術館美術品収集委員会	文化スポーツ局	文化政策課

14	加越国境城跡群及び道調査指導委員会	文化スポーツ局	文化財保護課
15	金沢市惣構・まちなか用水検討委員会	文化スポーツ局	文化財保護課
16	金沢市庭園保存検討委員会	文化スポーツ局	文化財保護課
17	金沢市文化財保存活用地域計画協議会	文化スポーツ局	文化財保護課
18	金沢市文献史料調査指導委員会	文化スポーツ局	文化財保護課
19	金沢市埋蔵文化財調査委員会	文化スポーツ局	文化財保護課
20	金沢市匠の技職人表彰審査会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
21	金沢市歴史まちづくり協議会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
22	金澤町家再生活用事業審査委員会	文化スポーツ局	歴史都市推進課
23	金沢市スポーツ文化活動賞選考委員会	文化スポーツ局	スポーツ振興課
24	金沢市経済活動賞選考会	経済局	産業政策課
25	金沢市産業功労賞顕彰審査会	経済局	産業政策課
26	金沢市市民生活A I 技術等促進事業審査会	経済局	産業政策課
27	金沢もてなしの伝統文化資産認定審査会	経済局	産業政策課
28	若者起業家チャレンジ実践事業審査会	経済局	産業政策課
29	A I ビレッジ形成促進適用審査会	経済局	産業政策課
30	I T ビジネスプラザ武蔵使用承認審査会	経済局	産業政策課
31	金沢かがやきブランド認定製品開発奨励事業審査会	経済局	商工業振興課
32	金沢市ものづくり戦略推進会議	経済局	商工業振興課
33	新製品開発・改良促進事業選考委員会	経済局	商工業振興課
34	金沢市伝統産業貢献者表彰審査委員会	経済局	クラフト政策推進課
35	金沢市ものづくり奨励賞審査委員会	経済局	クラフト政策推進課
36	金沢の文化の人づくり奨励金審査委員会	経済局	クラフト政策推進課
37	金沢ブランド工芸品開発促進事業審査委員会	経済局	クラフト政策推進課
38	クラフトプラザ香林坊入居審査会	経済局	クラフト政策推進課
39	金沢市工業団地分譲に係る譲受予定人等選定審査会	経済局	企業立地課
40	金沢市持続可能な観光振興推進会議	経済局	観光政策課
41	金沢市雇用対策連絡会	経済局	労働政策課
42	金沢市中小企業スマートワーク導入支援事業審査会	経済局	労働政策課
43	金沢市はたらく人にやさしい事業所選考委員会	経済局	労働政策課
44	金沢市森林環境譲与税活用検討会	農林水産局	森林再生課
45	金沢市在宅医療・介護連携推進協議会	福祉健康局	福祉政策課
46	金沢市社会福祉功労賞等審査委員会	福祉健康局	福祉政策課
47	金沢市養護老人ホーム等入所判定委員会	福祉健康局	福祉政策課
48	金沢かがやき健康づくり活動表彰選考委員会	福祉健康局	健康政策課
49	金沢健康プラン推進会議	福祉健康局	健康政策課
50	金沢市予防接種健康被害調査委員会	福祉健康局	健康政策課
51	金沢市高齢者福祉施設等整備検討会	福祉健康局	介護保険課
52	金沢市障害者自立支援協議会	福祉健康局	障害福祉課
53	金沢市福祉地域公共交通会議	福祉健康局	障害福祉課
54	金沢市医療安全支援事業推進協議会	福祉健康局	地域保健課
55	金沢市精度管理専門委員会	福祉健康局	地域保健課
56	金沢市子ども生活応援プラン（仮称）策定委員会	こども未来局	子育て支援課
57	金沢市子ども宅食のあり方検討会	こども未来局	子育て支援課
58	いいね金沢環境活動賞選考委員会	環境局	環境政策課
59	金沢市地球温暖化対策推進協議会	環境局	環境政策課
60	金沢市産業廃棄物適正処理専門委員会	環境局	ごみ減量推進課

61	金沢市公共事業評価委員会	都市整備局	都市計画課
62	金沢市社会資本総合整備計画評価委員会	都市整備局	都市計画課
63	「木の文化都市」創出モデル事業選考会	都市整備局	都市計画課
64	木の文化都市を継承・創出する金沢会議	都市整備局	都市計画課
65	かなざわ景観協力賞選考委員会	都市整備局	景観政策課
66	景観地区まちなみ修景事業審査委員会	都市整備局	景観政策課
67	優良公園愛護団体表彰選考委員会	都市整備局	緑と花の課
68	金沢市無電柱化推進委員会	土木局	道路建設課
69	岡文化賞選考委員会	教育委員会	学校指導課
70	金沢市医療的ケア実施検討委員会	教育委員会	学校指導課
71	金沢市教育支援委員会	教育委員会	学校指導課
72	金沢市結核対策委員会	教育委員会	学校指導課
73	金沢市健康教育推進委員会	教育委員会	学校指導課
74	金沢市特学分校小中一貫教育在り方検討委員会	教育委員会	学校指導課
75	金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会	学校指導課
76	宮村英語奨励賞選考委員会	教育委員会	学校指導課
77	「KANAZAWA スマート・スクールプロジェクト」検討委員会	教育委員会	学校指導課
78	金沢市教育プラザ運営委員会	教育委員会	学校教育センター

令和4年(2022年)7月11日 発行

発行人

金 沢 市

発行所

金 沢 市 役 所

編 集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄